

渡島地協が弁護士・審判員・相談員の意見交換会を開催

なかなか減らない労働相談や労働審判事案、更には顧問弁護士4名による無料法律相談（週1回・毎週火曜日－昼夜隔週）を通じて、様々な課題の傾向と対策を論議しあうことを目的とした「弁護士・審判員・相談員の意見交換会」が、6月7日（木）18時より、道南労働福祉会館5階会議室において開催された。



この取り組みは、先に開催した「労働審判員研修会」と連動する取り組みであり、相談員や審判員の質的向上と次代を担う後継者育成を基軸に据えながらも、顧問弁護団との日常的連携の強化を図っていくことを目的に企画された取り組みでもある。

弁護士4名、相談員2名、審判員5名の11名参加でスタートした意見交換会は、昨今の労働相談の傾向や法律相談の現状について報告がなされたが、とりわけ、無料法律相談の減少傾向については①行政による相談、②法テラスによる相談に加え、③弁護士増に伴うインターネットを活用したPRやクライアント確保が進められている等々が挙げられ、働く者の弁護士・審判員・相談員の意見交換会状況を勘案した夜間に相談業務を行うことの意義深さについて意見交換が行われた。



また、最近の労働相談等の傾向については、セクハラ及びパワハラに類するものも極めて多く、立件・立証の難しさも含めてどのようにしていくべきか等も積極的に意見が述べられた。中には、パワハラがもたらすメンタル面からの様々な状況についてもそれぞれの立場から話され、慰謝料請求まで発展するケースも現実的であることも認識しあった。

中盤以降は、弁護士から提出されたレジュメに基づき①様々に起こる個人の労働問題に対する取り組み方、②労働審判へ対する進め方等々について問題提起がされ、相互に質問しあったり考え方を述べたりと、意欲的に意見交換が行われ、今日まで取り組まれてきた経験と、相談者の立場に立った対処・対応の在り方の重要性について様々な角度から多くの意見が飛び交っていた。

なお、最後に今後の進め方について論議が行われ、様々なケースにおいて都度、指示・協力を求めているかなければならない事案はあるが、最低でも年間計画の中に組み入れていくことが重要であることを確認しあい、第1回の意見交換会を終了した。